

# 「経営者保証に関するガイドライン」の 活用・推進状況等に係るアンケート調査結果

- 本資料は、全国銀行協会の正会員計120行を対象に、平成29年8月に実施した「『経営者保証に関するガイドライン』の活用・推進状況等に係るアンケート調査」の調査結果の概要である。
- 同調査においては、中小企業者（中小企業基本法第2条第1項に定める者）に対する融資を実施している会員行117行から有効回答を得た（ほか3行は、中小企業者に対する融資がないと回答）。

## 〈目次〉

1. マニュアルの制定・活用状況の開示・行内推進状況
2. ガイドラインの活用促進の状況
3. ガイドラインを活用した無保証融資・保証解除
4. 事業承継時(代表者変更時)の対応
5. 担保による保全と経営者保証に係る対応
6. 根保証と特定債務保証に係る対応
7. ガイドライン活用に係る取組みと保証解除検討時の課題
8. 全銀協の今後の取組み

## 1. マニュアルの制定・活用状況の開示・行内推進状況

- ガイドラインにもとづく対応を行うための行内規程やマニュアル等は、ほぼ全ての会員行(117行中115行)が制定。
- 9割以上(の会員行、以下同様)が、「新規無保証融資件数(ABL活用事例除く)」や「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」等の取組み状況をウェブサイトやディスクロージャー誌などで公表。

(設問)  
ガイドラインの活用状況の項目のうち、どの項目を公表していますか

回答(複数回答可)	回答銀行数
新規に無保証で融資した件数(ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	112 (95.7%)
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	107 (91.5%)
保証契約を解除した件数	95 (81.2%)
新規融資件数	80 (68.4%)
保証契約を変更した件数	79 (67.5%)
ガイドラインにもとづく保証債務整理の成立件数	58 (49.6%)

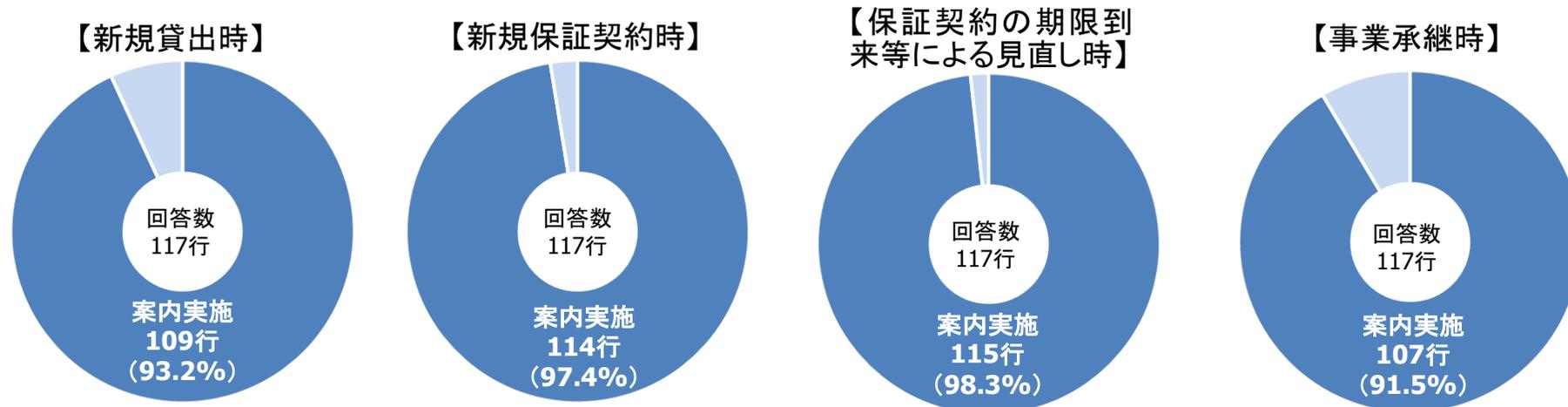
- 6割以上が、定期的に営業店向けに通達等を発信する取組みを実施。経営方針へのガイドライン活用等の記載(44行)等の取組みもあり。

(設問)  
ガイドラインの行内における活用推進のためにどのような施策を行っていますか

回答(複数回答可)	回答銀行数
定期的に営業店向けに通達・報知等を発信	71 (60.7%)
定期的にガイドライン関係の研修・支店指導等を実施	52 (44.4%)
チラシ等の広報・説明ツールの作成	51 (43.6%)
経営方針にガイドラインの活用等を記載	44 (37.6%)

## 2. ガイドラインの活用促進の状況（取引先へのガイドラインの案内）

- 「取引先に対してどのようなタイミングでガイドラインを金融機関側から案内していますか」との質問に対し、**9割以上が、「新規貸出時」、「新規保証契約時」、「保証契約の期限到来等による見直し時」、「事業承継時」**に取引先に対してガイドラインを案内していると回答。



- **8割以上が、融資取引がある「全ての中小企業者」**をガイドラインの案内を行う対象と回答。

## 2. ガイドラインの活用促進の状況（保証債務整理の連携・活用促進の重点項目）

- 保証債務の整理に当たって、**6割以上が中小企業再生支援協議会や地域経済活性化支援機構（REVIC）等と連携した実績があり、4～5割程度は、連携や活用の検討等をルール化または行内周知を実施。**

回答（複数回答可）	回答銀行数	
	連携等実績	連携等をルール化・社内周知
中小企業再生支援協議会	<b>77 (65.8%)</b>	<b>59 (50.4%)</b>
地域経済活性化支援機構（REVIC）	<b>70 (59.8%)</b>	<b>50 (42.7%)</b>
特定調停	<b>47 (40.2%)</b>	<b>39 (33.3%)</b>
事業再生ADR	<b>14 (12.0%)</b>	<b>39 (33.3%)</b>
実績なしまたは特にルール化や周知はしていない	<b>16 (13.7%)</b>	<b>40 (34.2%)</b>
その他※	<b>12 (10.3%)</b>	<b>24 (20.5%)</b>

※ その他の回答として、「私的整理ガイドラインの活用」、「税理士・会計士・コンサル等の外部専門家全般と連携」、「本部が営業店と個別相談しアドバイス」等があった。

- 活用促進の重点項目として、「経営者保証が必要な場合に、ガイドラインの趣旨をお客さまにしっかりとご説明し、ご理解を得ること」、「ガイドラインで規定する無保証融資や保証解除のための目安に、お客さまの経営状況が改善するよう、サポートを行うこと」を挙げた会員行が多い。

### 3. ガイドラインを活用した無保証融資・保証解除

- 6割以上が、今後、取引先の経営改善や自行方針により新規無保証融資件数や保証解除件数が増加すると考えていると回答。
- 一方、無保証融資や保証解除ができない理由として、多くの会員行が、事業者において、「法人個人の一体性の解消（経営と所有の分離）」や「財務基盤の強化」が図られていないことを挙げた。

#### 【無保証融資ができない理由】

無保証融資に係る回答(2つまで選択)	回答銀行数
取引先の法人と経営者との関係の明確な区分・分離がなされておらず、その見込みもない	95
取引先の財務基盤の強化がなされておらず、その見込みもない	88
取引先の財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保がなされておらず、その見込みもない	24
その他※	12

※ その他の回答として、「経営責任の明確化」、「ガバナンス未構築」、「制度融資(信用保証協会等)を利用」等があった。

#### 【保証解除ができない理由】

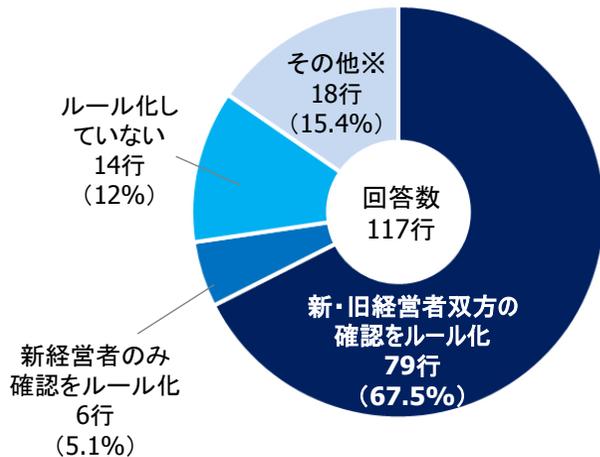
保証解除に係る回答(2つまで選択)	回答銀行数
取引先の法人と経営者との関係の明確な区分・分離がなされておらず、その見込みもない	84
取引先の財務基盤の強化がなされておらず、その見込みもない	79
ガイドラインに沿った対応等をしてまで経営者保証を外したいという意向を持たない取引先が多い	22
取引先の財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保がなされておらず、その見込みもない	16
他の債権者(保証協会など)の保証徴求状況を踏まえると解除は困難	10
その他※	9

※ その他の回答として、「経営責任の観点」、「保証契約の継続が条件となっている制度融資の存在」等があった。

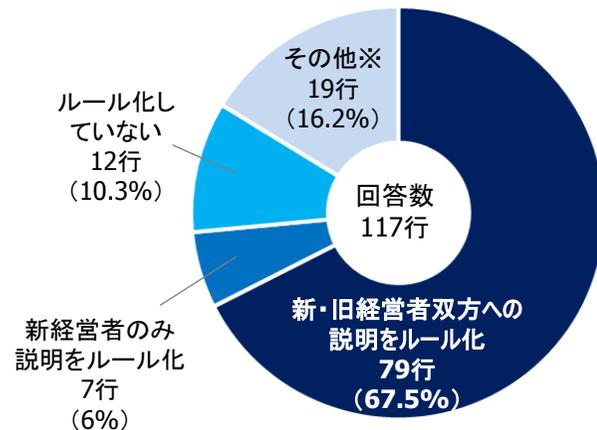
## 4. 事業承継時(代表者変更時)の対応

- 約7割が、事業承継時に、新・旧経営者両者について保証の必要性をチェックシート等を用いて確認したうえで、ガイドラインの内容や個人保証の必要性等について新・旧経営者両者に説明することをルール化。
- 「事業承継時における新旧経営者の保証について、いずれか一方の保証のみを受け入れする取組みをしていますか」との質問に対し、取組みをしていると回答した銀行が7行、約9割が「特に行っておらず個別判断」と回答。

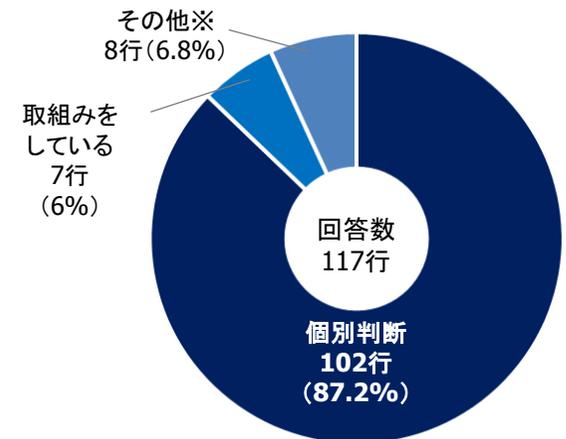
【新・旧経営者から個人保証を  
徴求する必要性の確認】



【新・旧経営者にガイドラインや  
個人保証の必要性等の説明】



【新・旧経営者の保証のいずれか一方  
の保証を徴求する取組み】



※その他の回答として、「事業承継後に保証解除要請があった際や新規貸出が発生する際に確認や説明をしている」等があった。

## 4. 事業承継時(代表者変更時)の対応

- 事業承継時に旧経営者の保証を解除できないと判断した主な理由や事業承継時に新経営者と新たに保証契約を締結する必要があると判断する主な理由は、以下のとおり。

### 【旧経営者の保証を解除できない理由】

回答(2つまで選択)	回答銀行数
旧経営者が引き続き経営に影響を及ぼしている	105
信用保証協会の保証付融資について、旧経営者の継続保証を求められる	60
新経営者の資産状況に懸念がある	21
既往貸出分は旧経営者の経営責任による貸出のため	15
旧経営者から保証解除の申出がない	14
その他※	5

※ その他の回答として、「旧経営者が事業用資産を所有」、「法人の資産・収益力による返済能力への不安」等があった。

### 【新経営者から保証を徴求する理由】

回答(2つまで選択)	回答銀行数
ガイドラインの要件を充足しておらず、その場合、(旧経営者の保証継続有無とは関係なく)原則的に、現在の代表者(新経営者)と保証契約を締結することとしている	70
新経営者の経営責任明確化の観点	63
信用保証協会の保証付融資に新経営者の保証受入れを求められる	59
新経営者から保証契約を締結したくないとの意思表示がない	4
その他※	7

※ その他の回答として、「債権保全状況・ガバナンス体制等を勘案しケースバイケースで対応」等があった。

- また、事業承継時に、新・旧経営者から個人保証を徴求している場合における、その後の保証解除検討のルール化等については、7行がルール化(期間設定はなし)、8割以上が、「ルール化していない」との回答。

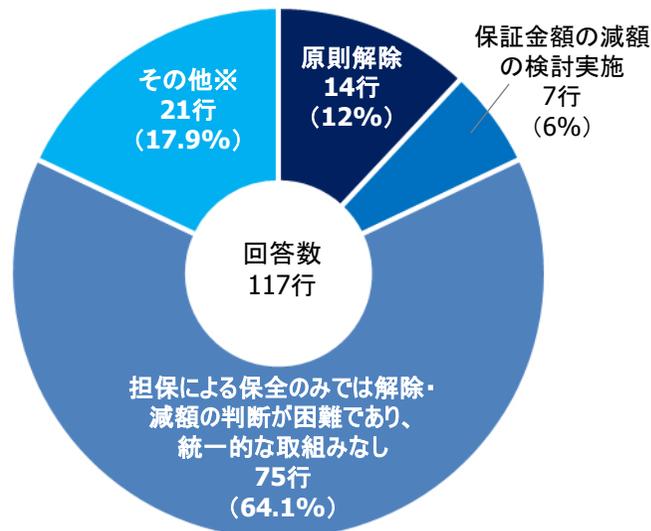
### 【その他の事例】(アンケート調査の記述回答から抜粋)

- 旧経営者が経営に関与しなくなった時点で保証解除している
- 根保証の期限到来時に解除している
- 新規借入案件発生時や極度額の更新時等において、都度経営者保証が必要か検討している 等

## 5. 担保による保全と経営者保証に係る対応

- 「主たる債務者や保証人による担保により融資額が保全されている場合、保証契約の解除や保証金額の減額をするような取組みをしていますか」との質問に対し、**6割以上**が、「担保による保全のみでは保証解除・減額の判断が困難であり統一的な取組みをせず」との回答。なお、原則として保証を解除する方針が**14行**、減額検討を実施する方針が**7行**。
- 原則として保証を解除する方針としていない理由として、「経営責任の観点」、「保全有無と信用力の有無は別の観点」などを挙げる会員行が多く、また、記述回答においては、「担保により融資額が保全されていても、他のガイドラインの要件などを総合的に勘案して判断」などの回答あり。

【担保がある場合の保証解除等の検討】



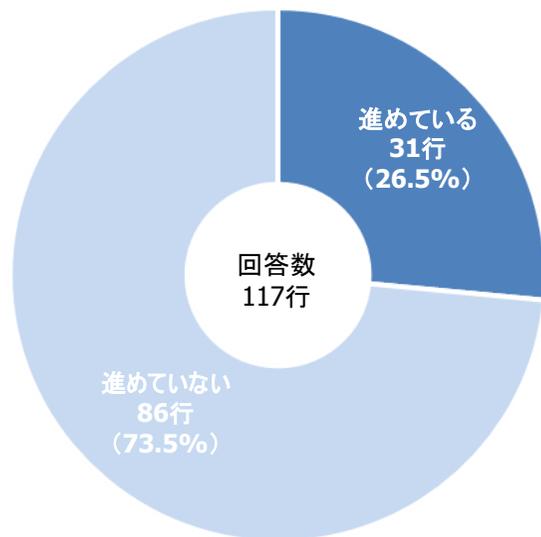
※ その他の回答として、下記などの記述回答があった。

- 保証解除の要件として、担保による保全の充足や、法人と個人の一体性解消や適時適切な情報開示が行われているか等について総合的に勘案しており、担保による保全充足のみで保証を解除することを統一化していない
- 不動産担保は時間経過により価値(保全額)が変動するため、保証解除や減額は必須とはしていない
- 預金担保による保全があれば解除する方針 等

## 6. 根保証と特定債務保証に係る対応

- 根保証から特定債務保証への切替えは3割弱が進めている。
- 切替えを進めていないとした会員行からは、「手形貸付や当座貸越など短期かつ反復継続した融資実行における顧客利便性の観点から、特定債務保証への切替えを進めていない」との意見が多く寄せられた。

【根保証から特定債務保証への切替】



【切替えを進めていない理由】(アンケート調査の記述回答から抜粋)

- 根保証は手形貸付や当座貸越など經常資金に適用しており、当行とお客様双方の手続き負担を軽減するうえでメリットが大きいものと考えている
- 特に極度設定のある取引先や、定例的に資金需要が発生する取引先については、借入の都度保証契約を締結しない根保証契約に一定のニーズがある
- 長期貸出については個別に特定債務保証として「金銭消費契約証書」を締結している一方、手形貸付等の短期貸付については根保証として「保証約定書」を締結して対応している 等

## 7. ガイドライン活用に係る取組みと保証解除検討時の課題(自由回答)

- 各行におけるガイドライン活用に係る取組事例および保証解除検討時の課題となっている主な点は以下のとおり。

	主な回答
ガイドライン活用に係る取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 営業店の交渉履歴を本部において確認し、ガイドラインの活用が可能と判断するケースでは、都度、営業部店に伝えている</li> <li>■ 無保証人融資に係る営業店長権限の範囲を拡大</li> <li>■ 支店長や役職者への研修や全店会議で都度周知</li> <li>■ 事業性評価を通じたサポート</li> <li>■ 半期毎のガイドラインの内容を含めたテスト実施</li> <li>■ ガイドライン活用実績の毎月報告の義務化 等</li> </ul>
保証解除検討時の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法人個人の一体性の解消がされていない中小企業者が多い</li> <li>■ 信用保証協会が保証を求める、保証解除の取扱いがないケースが多い</li> <li>■ 会社にストックが無い場合、信用力補完の必要あり 等</li> </ul>

## 8. 全銀協の今後の取組み

- 本アンケート結果等を踏まえた、経営者保証ガイドラインの活用を更に推進させるための課題（事業承継時の対応・法人個人の一体性解消・財務基盤強化等）について、今後、全銀協において、以下の取組みを実施予定。

- 経営者保証ガイドライン・ミーティング（会員銀行向け説明会）を開催し、本アンケートの結果・好事例等を会員銀行で共有するほか、ガイドラインの活用について有識者から意見聴取
- 関係者と協議のうえ、ガイドラインQ&A等の見直しを検討
- 関係省庁・団体と連携のうえ、中小企業者等への、ガイドラインのポイントを示した周知活動の展開を検討

等